



速報!

2023春闘 会社回答出る!

1. 令和5年4月1日現在、満55歳未満の社員
(1) 定期昇給を実施し、その際の昇給係数は4とする。
(2) 基本給改定を実施し、社員の基本給に対し所定昇給額の4分の1の額及び4000円を加える。なお、主幹職B以上、技術専任職及びS等級以上には200円を、主務職及びT等級には100円をさらに加える。
※賃金規程第13条から第15条に定める初任給についても、上記基本給改定に伴い等級にあわせた改定を行う。
2. 令和5年4月1日現在、満55歳以上の社員
基本給改定を実施し、令和5年4月1日現在の基本給額に対し、在級する等級により前項に準じて計算した額を加える。
3. エルダー社員
基本賃金改定を実施し、基本賃金に3000円を加える。なお、等級区分(5)には200円を、(4)には100円を更に加える。
4. テンポラリースタッフ
基本賃金改定を実施し、1時間当りの賃金額に50円を加える。
5. 精算日(予定)
令和5年6月23日(金)以降とする。

「第二基本給は変更する考えはない」と口頭回答

本部は持ち帰り検討を通告